

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月12日

（目的）

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務（以下「業務」という。）を実施する業者の選定について、必要な事項を定める。

（審査委員会）

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正、かつ、公正に行うため、仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は仁淀川町副町長とする。委員は町長が指名したものとする。

（プロポーザル参加業者の選定）

第3条 プロポーザル参加業者は、町ホームページで公募し、「仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす者より選考し、町長の決裁を経て決定する。

（業者の選定）

第4条 審査委員会は、プロポーザル参加業者からの企画提案書、見積書を審査・評価する。
また、業者を選定し、町長に報告する。

2 前項により選定された業者は、町長の決裁を経て決定する。

3 町長は、選定結果をプロポーザル参加業者に通知するとともに、決定業者と「業務」の請負契約を結ぶことができる。

4 前項の選定業者と7日以内に協議が調わない場合は、次点の業者を決定業者とし「業務」の請負契約を結ぶことができる。

(審査基準)

第5条 審査基準は、次の各号に掲げる項目とし、様式は別に定める。

審査項目	審査内容
1 企画提案	・ 本町の現状や課題を的確に捉え、効果的な事業検討に繋がるような分析が期待できる提案になっているか。 ・ 国・県などの最新の動向を的確に捉え、計画への反映方法が適切に示されているか。 ・ 仕様書で想定している以上の独自性や事業効果が高まることが期待できる提案が含まれているか。
2 業務遂行	・ 作業スケジュールに無理がなく、本業務の目的と内容に沿った実施可能な提案となっているか。 ・ 主担当者は、本業務に必要な知識や業務執行能力を有し、本業務に生かすことが期待できるか。
3 業務実績	・ 過去10年間の業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。
4 見積価格の妥当性	・ 委託限度額以内であるか。妥当な提案価格か。
5 プレゼンテーション	・ プレゼンテーションは、分かりやすく論理的で説得力があるか。業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。